

半 壊

(住家の罹災判定)

令和8年3月31日現在
申請したら にチェック!

被災者生活再建支援金(国・町)

復興推進課: ☎ 52-0934

最大 120 万円
(単身: 90 万円)

①基礎支援金(町)・・・20万円(単身:15万円)

②加算支援金(国)・・・建設・購入:100万円(単身:75万円)
補修:50万円(単身:37.5万円)
賃借:25万円(単身:18.75万円)

申請期限 基礎支援金・・・令和8年7月31日 まで ※6ヵ月延長されました
加算支援金・・・令和9年2月1日 まで

※半壊～大規模半壊の住家を解体した世帯は全壊(みなし全壊)と同様の扱いとなります。
※長期避難世帯も全壊と同様の扱いとなります。

地域福祉推進支援臨時特例給付金

臨時特例給付金コールセンター: ☎ 076-225-1956

最大 300 万円

①家財等支援・・・最大100万円(家財:50万円+自動車:50万円)
②住宅再建支援・・・建設・購入・補修:最大200万円
賃借:最大100万円

対象世帯:①高齢者(65歳以上)がいる世帯 ②障がい者のいる世帯 ③児童扶養手当受給世帯
④住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯 ⑤震災の影響を受けて離職・廃業した人がいる世帯
⑥世帯主・世帯員全員が抱える全てのローン残高が100万円を超える世帯 ほか

申請期限:令和9年1月31日まで

自宅再建利子助成事業給付金

県生活再建支援課: ☎ 076-225-1968

最大 300 万円

対象世帯:①半壊以上 ②敷地被害解体、長期避難
③応急仮設住宅等から供与期間内に退去

収入要件:・世帯収入が600万円以内(所得の場合は440万円以内)
・23歳未満の被扶養者がいる世帯は世帯収入の制限なし

申請期限 令和9年1月31日 まで

能登半島地震住宅取得奨励金

復興推進課: ☎ 52-0934

最大200万円
(定額100万円)
+
(子育て世帯加算
100万円)

震災により住家に被害を受け、町内で新築(新築物件の購入)する世帯に、奨励金を支給します。

対象世帯:令和6年1月1日時点で穴水町に住所を有し、住家の罹災判定が半壊以上で、
町内に新築または新築物件を購入する、町税等の滞納がない世帯

申請期限:令和9年2月1日 まで ※生活再建支援金制度に準じる

※被災者生活再建支援金(国)の加算金申請(建設・購入)を行い、該当している世帯は申請不要
※新築とは居間、風呂、台所、トイレが備わっており、専ら居住の用に供する部分の面積が50㎡以上、
または取得費用が建物だけで1,250万円以上の物件が対象。
※子育て加算は申請時点または被災時に高校生以下の子供がいる世帯に加算されます。

半 壊

(住家の罹災判定)

令和8年3月31日現在
申請したら にチェック!

石川県義援金(住家被害)

会計課: ☎ 52-3690 / 議会事務局: ☎ 52-3700

65 万円

第一次配分: 5万円

第二次配分: 20万円

第三次配分: 20万円

第五次配分: 20万円

穴水町義援金(住家被害)

会計課: ☎ 52-3690 / 議会事務局: ☎ 52-3700

3 万円

震災により被害を受けた世帯に対して、全国から寄せられた義援金を配分します。

第一次配分: 2.5万円

第三次配分: 0.5万円

応急修理支援制度

地域整備課: ☎ 52-3680

最大 70.6 万円

震災により被災した住家の屋根やドア等の開口部など、日常生活に必要な部分にかかる応急的な工事にかかる費用の一部を補助します。(工事見積書は後日提出でも可)

対象範囲: ①屋根・基礎・柱・外壁・床 など

②トイレなどの衛生設備

③電気・ガス・上下水道などの配管・配線 ④ドア等の開口部 など

※補助金は町から工事施工者に触接支払います

対象外の例: 犬走りの修繕、テラスの修繕、下地が壊れていない壁紙の張替え

申請期限: 令和8年9月30日まで ※状況に応じて延長の場合あり

工事完了期限: 現在、期限は定めていません。

【注意】・非住家(納屋や蔵、別荘など)は補助の対象外です。また、「町外で生活しているが、実家が穴水町にある」というような場合でも、同様に対象外となります。

・同一住宅(一戸)に2世帯以上が居住している場合、補助額は1世帯当たりの額いないとなります。

家財一時保管支援事業補助金

環境安全課: ☎ 52-3770

最大 5 万円

公費解体または自費解体の申請者で、県のホームページに掲載されている事業者が行う家財一時保管サービスを利用した方へ、補助金を給付します。

半 壊

(住家の罹災判定)

令和8年3月31日現在
申請したら にチェック!

穴水町住まい再建支援金(建設・購入)

復興推進課: ☎ 52-0934

上限 200万円

町内で建設または購入した世帯で、再建費用の10%を支給します。
※再建費用が500万円を超えない場合は、支援対象外
※住宅建設費用のみ対象(土地購入費は支援対象外)
※工事が完了してからの申請となります。
※DIYによる材料費等は対象外(自身等で建設する場合)

申請期限 令和10年3月31日 まで

穴水町住まい再建支援金(修繕)

復興推進課: ☎ 52-0934

上限 100万円

町内で震災により被害を受けた住家の修繕が完了した世帯に、再建費用の10%を支給します。
※再建費用が300万円を超えない場合は、支援対象外
※住宅の修繕のみ対象(擁壁補修、カーポート修繕など土地に係る費用や家電製品の購入・設置費用は支援対象外)
※工事が完了してからの申請となります。
※DIYによる材料費等は対象外(自身等で修繕する場合)

申請期限 令和10年3月31日 まで

転居費用助成事業

復興推進課: ☎ 52-0934

10万円
(1世帯)

震災により住家に被害を受け、県内の住まいに住み替える場合に要する費用を助成します。

※1世帯につき、1回に限り申請可能です。
ただし、応急仮設住宅・みなし仮設住宅に同居する複数の世帯が同一再建先に転居した場合は、1つの世帯とみなします。

民間賃貸住宅入居助成事業

復興推進課: ☎ 52-0934

20万円
(1世帯)

震災により住家に被害を受け、県内の民間賃貸住宅に入居した際に必要となる契約に伴う費用を助成します。

※すでに民間賃貸住宅への入居が完了している方も対象となります。